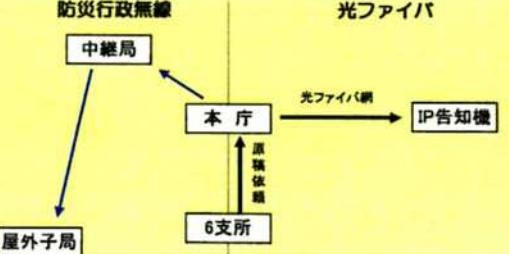


項目		① 防災行政無線(デジタル:7町整備)	②防災行政無線(デジタル:5町整備+アナログ:2町)	③防災行政無線(デジタル:7町整備)+コミュニティFM(FM波)
主な内容		中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯配置	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 高瀬町・詫間町以外配置 後年度2町に配置	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯に緊急告知FMラジオ設置
システム構成・機能・運用	主なシステム構成	<pre> graph TD Relay[中継局] --> Main[本庁] Main --> Branch1[6支所] Main --> Branch2[屋外子局] Main --> Branch3[屋内子局] </pre>	<pre> graph TD Relay[中継局] --> Main[本庁] Main --> Branch1[5町 (デジタル)] Main --> Branch2[高瀬町・詫間町 (アナログ)] Branch1 --> Sub1[4支所] Branch1 --> Sub2[2支所] Branch2 --> Sub3[屋外子局] Branch2 --> Sub4[屋内子局] </pre>	<pre> graph TD Relay[中継局] --> Main[本庁] Main --> Branch1[6支所] Main --> FM[放送局] Main --> FM --> FM_R[緊急告知FMラジオ] Main --> FM --> FM_G[一般ラジオ] </pre>
主な運用		屋外 ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内 ①行政放送 ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 その他 ①データ・画像の伝送	屋外 ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内 ①行政放送 ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 その他 ①データ・画像の伝送	屋外(防災行政無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(コミュニティFM) ①行政・医療・福祉・天気・音楽・気象などの地域情報放送 ②求人・CMなどの収益・広告放送
主な構成機器		①親局(手動／自動／放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④戸別受信機 等	①親局(手動／自動／放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④戸別受信機 等	①親局(手動／自動／放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④緊急告知FMラジオ ⑤スタジオ設備(委託業者)等
主な機能		①任意に設定した個別／グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④データ・画像の伝送 ⑤J-アラートとの連動	①任意に設定した個別／グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④データ・画像の伝送 ⑤J-アラートとの連動	屋外 ①定時チャイム ②J-アラートとの連動 屋内 ③一般ラジオとの共用
詳細機能	一斉放送	屋外拡声子局 戸別受信機	屋外拡声子局 戸別受信機	屋外拡声子局 緊急告知FMラジオ
	グループ放送	できる	できる	できない
機能	世帯での受信機の機能	戸別受信機 文字表示機能あり バッテリー内蔵	戸別受信機 文字表示機能あり バッテリー内蔵	緊急告知FMラジオ 文字表示機能なし バッテリー内蔵
	サイレン放送	指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可)	指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可)	指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可)
信頼性	台風・地震などにおける断線	本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)	本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)	防災行政無線:本庁からは断線の心配なし。ただし、支所→本庁間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)
	その他	—	—	—
放送	定時放送	市内一斉 本庁からの市内一括放送。 支所ごと 7支所同時間帯の放送は出来ないので放送の順番が必要。	本庁からの市内一括放送。 支所の同時間帯の放送は出来ないので放送の順番が必要。	番組の中でのコーナーとして放送する。 できない。
	臨時放送 (火災・お悔み等)	市内一斉 本庁・支所から放送できる。 支所ごと 支所の同時間帯の放送は出来ないので放送の順番が必要。	本庁・支所から放送できる。 支所の同時間帯の放送は出来ないので放送の順番が必要。	本庁から放送中に割り込み放送となる。 できない。
	放送時間	1日3回(朝・昼・夜)の放送を行政放送と位置づける限り放送の長さには制限はない。 ・災害における地域住民の避難勧告や国民保護法による有事放送においては信頼性の高い設備である。 ・放送波は1波であることから、旧町ごとの放送をすると、長時間放送を流すこととなるので、放送内容を変える必要がある。 ・御悔み等の臨時放送の放送体制を作る必要がある。 ・導入費用が高額である。	1日3回(朝・昼・夜)の放送を行政放送と位置づける限り放送の長さには制限はない。 ・災害における地域住民の避難勧告や国民保護法による有事放送においては信頼性の高い設備である。 ・放送波は1波であることから、旧町ごとの放送をすると長時間放送を流すこととなるので、放送内容を変える必要がある。 ・御悔み等の臨時放送の放送体制を作る必要がある。 ・親卓が、デジタルとアナログの統合卓になるので、デジタル単独での1.5倍となる。 ・2町の整備時期が合併特例債の対象外となる。 ・導入費用が高額である。	24時間放送し地域の情報発信番組の中で放送を行う。 ・市の放送業務は困難であり、民間による放送事業委託になるために、負担金等での支出になる。 ・放送業務であるため、クオリティの高さを求められる。 ・グループ放送が出来ない。 ・年間維持費が高額である。 ・事業主体が民間であるため、合併特例債は対象外である。 ・地域の情報を不特定多数の人に届けられる。(電波の届く範囲の市外) ・多くの情報を流せるので、地域活性化の一翼を担える可能性がある。 ・導入費用は安い。
参考		<p>(注1) 支所→本庁間を無線で接続することは、1市に多数の周波数の許可を与えることになるので難しいとの理由から、支所→本庁間は有線で接続する。</p>		

項目		④ 防災行政無線(デジタル:7町整備)+エアートーク(アナログ)	⑤ MCA無線(デジタル)+エアートーク(アナログ)	⑥ MCA無線(デジタル)+コミュニティFM(FM波)
主な内容	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯にエアートーク設置	中継局 MCAの設備を借りる 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯にエアートーク設置	中継局 MCAの設備を借りる 屋外子局34 遠隔制御局1 戸別受信機 全世帯に緊急告知FMラジオ設置	
システム構成・機能・運用	<p>主なシステム構成</p> <p>屋外(防災行政無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(エアートーク) ①行政放送 ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 ③支所独自放送</p>	<p>屋外(MCA無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(エアートーク) ①行政放送 ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 ③支所独自放送</p>	<p>屋外(MCA無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(コミュニティFM) ①行政・医療・福祉・天気・音楽・気象などの地域情報 ②求人・CMなどの収益・広告放送</p>	
主な構成機器	①親局(手動／自動／放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④戸別受信機 等	①親局(手動／自動／放送番組録音等) ②屋外拡声子局 ③電波変換機 ④戸別受信機 等	①親局(手動／自動／放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④緊急告知FMラジオ ⑤スタジオ設備(委託業者) 等	
主な機能	①任意に設定した個別／グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④J-アラートとの連動 ⑤支所の独自放送	①任意に設定した個別／グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④J-アラートとの連動 ⑤支所の独自放送	屋外 ①定時チャイム ②J-アラートとの連動 屋内 ③一般ラジオとの共用	
詳細機能	一斉放送 グループ放送 世帯での受信機の機能 サイレン放送	屋外拡声子局 エアートーク できる エアートーク バッテリー内蔵 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可)	屋外拡声子局 エアートーク できる エアートーク バッテリー内蔵 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可)	屋外拡声子局 緊急告知FMラジオ できない 緊急告知FMラジオ 文字表示機能なし バッテリー内蔵 指定した屋外拡声子局から電子サイレン(J-アラートとの連動可)
信頼性	台風・地震などにおける断線	本府からは断線の心配なし。ただし、支所→本府間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)	本府からは断線の心配なし。ただし、支所→本府間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)	防災行政無線:本府からは断線の心配なし。ただし、支所→本府間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1)
放送	市内一斉	本府からの市内一括放送。	本府からの市内一括放送。	番組の中での一つのコーナーとして放送する。
送	支所ごと	できる。	できる。	できない。
	市内一斉	できる。	できる。	本府から放送中に割り込み放送となる。
放送時間	1日3回(朝・昼・夜)の放送を行政放送と位置づける限り放送の長さには制限はない。 ・エアートークは屋外放送してはいけない。 ・エアートークは簡易無線である。 ・エアートークにより現状の放送形態(同時に支所ごとの放送)を保てる。 ・市単位での導入実績がない事による広範囲での使用に不安がある。	1日3回(朝・昼・夜)の放送を行政放送と位置づける限り放送の長さには制限はない。 ・MCA無線は補完的なシステムである。 ・エアートークは屋外放送してはいけない。 ・エアートークは簡易無線である。 ・エアートークにより現状の放送形態(同時に支所ごとの放送)を保てる。 ・市単位での導入実績がない事による広範囲での使用に不安がある。 ・導入費用は低額である。 ・災害時のMCA無線の回線確保が不安である。	24時間放送し地域の情報発信番組の中で放送を行う。 ・市での放送業務は困難であり、民間による放送事業委託になるために、負担金等での支出になる。 ・放送業務であるため、クオリティの高さを求められる。 ・グループ放送が出来ない。 ・年間維持費が高額である。 ・事業主体が民間であるため、合併特例債は対象外である。 ・地域の情報を不特定多数の人に届けられる。(電波の届く範囲の市外) ・多々の情報を流せるので、地域活性化の一翼を担える可能性がある。 ・導入費用は安い。	
参考				

項目		⑦防災行政無線(デジタル) + 光ファイバ(IP告知)			
システム構成・機能・運用	主な内容	中継局3 屋外子局34 遠隔制御局7 戸別受信機 全世帯に光ファイバを引き込みIP告知機を設置			
	主なシステム構成	 <pre> graph TD CB[中継局] --- MW[防災行政無線] CB --- MO[本庁] MO --- B[6支所] MO --- IP[IP告知機] MW --- MO MO --- OFN[光ファイバ網] MO --- IP B --- MO style CB fill:#fff,stroke:#000 style MO fill:#fff,stroke:#000 style IP fill:#fff,stroke:#000 style B fill:#fff,stroke:#000 style MW fill:#fff,stroke:#000 style OFN fill:#fff,stroke:#000 </pre>			
	主な運用	<p>屋外(防災行政無線) ①定時チャイム ②非常災害時やテロ等の有事の非難勧告 屋内(光ファイバによるIP告知) ①行政放送 ②支所独自放送</p>			
	主な構成機器	<p>①親局(手動／自動／放送番組録音等) ②中継局・再送信局 ③屋外拡声子局 ④光ファイバ ⑤電話局舎内設備 等</p>			
	主な機能	<p>①任意に設定した個別／グループを呼出 ②定時チャイム・番組等の自動放送 ③個別受信機の放送内容の記録 ④支所の独自放送 ⑤双方方向通信</p>			
	一斉放送	屋外拡声子局 IP告知端末機			
	グループ放送	できる			
	世帯での受信機の機能	IP告知端末機 文字表示機能なし バッテリー内蔵			
	サイレン放送	指定した屋外拡声子局から電子サイレン(ジアラートとの連動可)			
	台風・地震などにおける断線	防災行政無線:本庁からは断線の心配なし。ただし、支所一本間は専用回線使用の為断線の可能性あり。(注1) 光ファイバ:災害の規模によっては断線の可能性あり。			
信頼性	その他	—			
	定時放送	<table border="1"> <tr> <td>市内一斉</td><td>本庁からの市内一括放送。</td></tr> <tr> <td>支所ごと</td><td>できる。</td></tr> </table>	市内一斉	本庁からの市内一括放送。	支所ごと
市内一斉	本庁からの市内一括放送。				
支所ごと	できる。				
臨時放送 (火災・お悔み等)	<table border="1"> <tr> <td>市内一斉</td><td>できる。</td></tr> <tr> <td>支所ごと</td><td>できる。</td></tr> </table>	市内一斉	できる。	支所ごと	できる。
市内一斉	できる。				
支所ごと	できる。				
放送時間	1日3回(朝・昼・夜)現在の放送体制のまま移行できる。				
参考	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の防災行政無線は、災害時における地域住民の避難勧告や国民保護法による有事放送においては信頼性の高い設備である。 光ファイバを全戸に引き込むため、超高速インターネット・ケーブルテレビ・IP電話による市内無料電話等の整備が進み、今後ブロードバンドによる色々な利活用が望める。 地域インターネットも併せて整備できるため、市の経費削減にもつながる。 光ファイバ等の維持管理は、通信業者等とのIRU契約で行う。 導入費用が高額である。 				